

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
 - (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
 - (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
 - (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
 - (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団

体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。

7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知
- (2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整
- (3) ブロック幹事が行う活動の支援
- (4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
- (5) 新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
- (2) 第4条第4項に定める応援の要請

(3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室 蘭 市 長 青 山 剛

釧 路 市 長 蛭 名 大 也

苫 小 牧 市 長 岩 倉 博 文

伊 達 市 長 菊 谷 秀 吉

石 狩 市 長 田 岡 克 介

北 斗 市 長 高 谷 寿 峰

青 森 市 長 鹿 内 博

八 戸 市 長 小 林 眞

秋 田 市 長 穂 積 志

男 鹿 市 長 渡 部 幸 男

久 慈 市 長 山 内 隆 文

酒 田 市 長 阿 部 寿 一

仙 台 市 長 奥 山 恵美子

塩 竈 市 長 佐 藤 昭

多 賀 城 市 長 菊 地 健次郎

北 茨 城 市 長 豊 田 稔

千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

市 川 市 長 大久保 博

船 橋 市 長 藤 代 考 七

市 原 市 長 佐久間 隆 義

袖ヶ 浦 市 長 出 口 清

横 浜 市 長 林 文 子

横 須 賀 市 長 吉 田 雄 人

新 潟 市 長 篠 田 昭

富 山 市 長 森 雅 志

金 沢 市 長 山 野 之 義

半 田 市 長 榊 原 純 夫

碧 南 市 長 棚 亘 田 政 信

東 海 市 長 鈴 木 淳 雄

知 多 市 長 加 藤 功

四 日 市 市 長 田 中 俊 行

堺 市 長 竹 山 修 身

泉 大 津 市 長 神 谷 昇

松 原 市 長 澤 井 宏 文

高 石 市 長 阪 口 伸 六

海 南 市 長 神 出 政 巳

有 田 市 長 望 月 吉 男

倉 敷 市 長 伊 藤 香 織

玉 野 市 長 黒 田 晋

坂 出 市 長 綾 宏

松 山 市 長 野 志 克 仁

大 竹 市 長 入 山 欣 郎

下 関 市 長 中 尾 友 昭

宇 部 市 長 久 保 田 后 子

周 南 市 長 木 村 健 一 郎

防 府 市 長 松 浦 正 人

岩 国 市 長 福 田 良 彦

山陽小野田市市長 白 井 博 文

和 木 町 長 古 木 哲 夫

北 九 州 市 長 北 橋 健 治

中 間 市 長 松 下 俊 男

唐 津 市 長 坂 井 俊 之

大 分 市 長 釘 宮 磐

八 代 市 長 福 島 和 敏

鹿 児 島 市 長 森 博 幸

う る ま 市 長 島 袋 俊 夫

別表（第３条関係）

指定ブロック

ブロック	都 道 府 県	市 町
①	北海道、青森県、秋田県、 岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、 石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、 男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、 多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨木市、千葉市、市川市、船橋市、 市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、 愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、 東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、 岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、 有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、 佐賀県、大分県、熊本県、 鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、 岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、 中間市、唐津市、大分市、八代市、 鹿児島市、うるま市

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定要領

1. 目的

この要領は石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（以下「本協定」という）に基づき、災害時の応援要請の手続き、応援の実施及び支援体制等についての事項を定める。

（参考）【協定のイメージ】

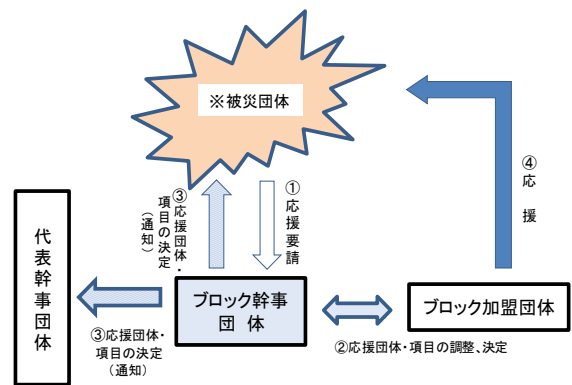


2. 応援要請の手続き及び応援の実施

災害時に被災団体が本協定第4条第1項に定める応援を要請する場合、下記のフローにより実施する。

要請の際には、電話等において連絡後、様式1によりブロック幹事団体（の代表者）へ文書により依頼を行う。ブロック幹事団体（の代表者）は、様式1に基づきブロック内加盟団体と調整を行った後、様式2により被災団体（の代表者）及び代表幹事（の代表者）に決定の通知を送付する。併せて、事務局にも写しを送付する。

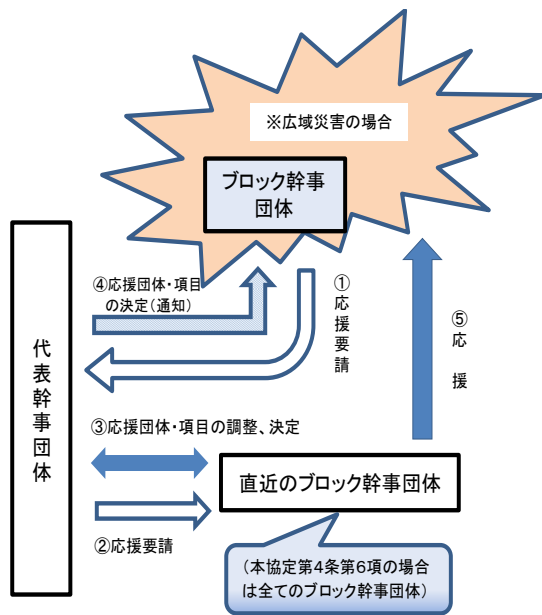
【応援要請フロー】



（④ブロック幹事団体から、被災団体への状況確認。）

- ①被災団体の代表者からの応援要請。（様式1に基づき要請）
- ②ブロック幹事団体の代表者は、ブロックの加盟団体内において応援団体及び応援項目を調整し決定。
- ③ブロック幹事団体の代表者は、応援団体及び応援項目について、被災団体の代表者及び代表幹事団体の代表者に通知。（様式2において通知）
- ④応援の実施。

【広域的な災害時の応援要請フロー】



（①代表幹事団体から、被災団体への状況確認。）

- ①当該ブロック幹事団体の代表者から、代表幹事団体の代表者に応援要請。（様式1に基づき要請）
- ②代表幹事団体の代表者が被災地域の直近のブロック幹事団体（本協定4条6項の場合は全てのブロック幹事団体）の代表者に応援を要請。
- ③代表幹事団体の代表者は、応援団体及び応援項目について、直近のブロック幹事団体（本協定4条6項の場合は全てのブロック幹事団体）と調整し決定。
- ④代表幹事団体の代表者は、応援団体及び応援項目について、被災団体が属するブロック幹事団体の代表者に通知。（様式2において通知）
- ⑤応援の実施。

3. 代表幹事団体・副幹事団体について

代表幹事団体及び代表副幹事団体は、別表輪番表により隣接しないブロックから選出するものとする。

4. 各団体の連絡先及び管理

各加盟団体間の連絡が円滑に実施されるよう、本協定担当者の一覧を作成し、加盟団体に配付する。

担当者一覧の管理は、事務局（全国市長会経済部）にてサポートする。

【様式1】

平成 年 月 日

ブロック幹事団体代表者 様

代表幹事団体代表者 様 ※広域的な災害の場合

応援要請団体代表者

ブロック幹事団体代表者 ※広域的な災害の場合

〔住所： 〕

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定第4条に基づき、下記のとおり
応援を要請いたします。

1. 被災の状況
2. 応援を必要とする物資等について
○種類、数量、搬入場所、搬入経路等
3. 応援を必要とする人員等について
○職種、人数、期間、活動内容、派遣場所等
4. 負傷者等の受入れについて
○人数、診療科目等
5. 被災者の一時的な受入れについて
○人数 等
6. その他応援に必要な事項について

【様式2】

平成 年 月 日

応 援 要 請 団 体 代 表 者 様

代 表 幹 事 団 体 代 表 者 様

応援要請ブロック幹事団体代表者 様 ※広域的な災害の場合

ブロック幹事団体代表者

代 表 幹 事 団 体 代 表 者 ※広域的な災害の場合

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定第5条に基づき、下記のとおり応援をいたします。

1. 応援団体		
	・ 応援を行う団体	・ 応援を要請した団体
○団体名		
○代表者		
○住 所		
2. 応援を必要とする物資等について		
○種類、数量、搬入場所、搬入経路等		
3. 応援を必要とする人員等について		
○職種、人数、期間、活動内容、派遣場所等		
4. 負傷者等の受入れについて		
○人数、診療科目等		
5. 被災者の一時的な受入れについて		
○人数等		
6. その他応援に必要な事項について		

※事務局に写しを1部送付してください。